

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	黒部	栄三
同	府川	正明

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象施設

監査の対象とした施設の令和2年度の財務に関する事務の執行（公民館を除く。）及び施設・備品の管理事務（施設の管理事務は下線部の施設で実施）

(1) 対象公民館 7館

旭南公民館、金田公民館、神田公民館、大原公民館、金目公民館、松原公民館、八幡公民館

(2) 対象学校・幼稚園 10小学校、5中学校、1幼稚園

大野小学校、中原小学校、豊田小学校、神田小学校、城島小学校、横内小学校、真土小学校、松が丘小学校、相模小学校、大原小学校、中原中学校、神田中学校、大野中学校、大住中学校、横内中学校、土屋幼稚園

2 監査の実施期間

令和2年9月1日から10月29日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか（公民館を除く）、施設の管理及び備品の管理が適正に行われているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

なお、今年度は、旭南公民館、大野小学校、中原中学校の現地視察を実施した。

監査項目

- (1) 経理事務
- (2) 施設の管理
- (3) 備品の管理

なお、(2) 施設の管理については、

- ・建築基準法第12条に基づく点検結果（令和元年度実施）で指摘された要是正状況等の確認を行った。

4 関係書類

財務の執行に関する書類、施設の管理に関する書類、備品の管理に関する書類等

5 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

(1) 公民館 7館

公民館名	監査結果
旭南公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none">①2階 防火扉閉鎖不良②2階シャッター1箇所 レリーズ経年劣化により復旧困難③2階防火シャッター2箇所 手動起動装置プレート紛失④2階男子便所、女子便所 計2箇所 換気扇の中身なし⑤1・2階湯沸室 給湯器故障⑥1階女子便所2箇所 フラッシュバルブ漏水⑦1階警備員室・ミーティングルーム エアコン故障⑧1階19箇所、2階3箇所 非常用照明不点灯、充電ランプ不点灯⑨2階2箇所 非常用照明不点灯、充電ランプ不点灯⑩正面玄関右側 擁壁のクラック⑪1階消火栓ポンプ室外 外壁躯体のクラック⑫体育館2階東側 外壁躯体のクラック⑬2階屋根外部吹き抜け東面 外壁躯体のクラック⑭1階東側屋外階段 外壁躯体の劣化⑮2階階段室南側 外装仕上げ材等の劣化⑯屋上面 仕上げモルタルクラック⑰屋階屋根 鋼板屋根全般の発錆⑱ELV機械室 床仕上げモルタルの劣化⑲2階機械室 床仕上げモルタルクラック⑳2階体育館キャットウォーク 床仕上げモルタルクラック㉑2階階段室 天井の漏水痕㉒2階倉庫、南側廊下、会議室 天井の漏水痕㉓2階屋上 屋外機置場のシート防水の浮き㉔自転車置場の鉄部に発錆 <p>2 備品については、103点中47点を実査し、良好に管理されていた。</p>
金田公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none">①1階調理室4箇所 水栓の漏水②エントランス周り 外壁の躯体柱クラック、錆③1階体育館入口 防火シャッターの危険防止装置既存不適格④屋外階段 階段手すりの支柱の外壁クラック

公民館名	監査結果
	<p>⑤2 階南バルコニー 手すり～柱際の躯体柱の外壁クラック</p> <p>⑥2 階南バルコニー 外壁のクラック・塗膜劣化</p> <p>⑦屋外階段 階段力桁の外壁の塗膜劣化</p> <p>⑧2 階北バルコニー 外壁のクラック・塗膜劣化</p> <p>⑨R 階軒裏 外壁のクラック・塗膜劣化</p> <p>⑩1 階北側開口部 外壁の躯体クラック</p> <p>⑪1 階南西体育館角 外壁のクラック・塗膜劣化</p> <p>⑫屋上 パラペットのクラック</p> <p>⑬エントランスパーゴラ 外壁の塗膜劣化</p> <p>⑭2 階南バルコニー手すり 笠木の外壁塗膜劣化</p> <p>⑮全体 躯体クラック、塗膜劣化</p> <p>⑯屋上の陸屋根部 保護防水の成形伸縮目地の劣化（全面）</p> <p>⑰1 階幼児室 排煙窓の操作部破損 2 箇所</p> <p>⑱1 階女子ロッカー室 壁躯体クラック</p> <p>⑲2 階 非常灯照明不点灯 8 箇所</p> <p>⑳2 階 アルミサッシ開放レバー破損</p> <p>㉑体育館 2 階北・西側 遮光ルーパー鉄部の錆、腐食</p> <p>2 備品については、77 点中 39 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
神田公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>①1 階集会室 ロスナイ換気扇カバー脱落</p> <p>②1 階事務室、調理室 不使用空調機の撤去</p> <p>③1 階男子ロッカー室 給湯器故障</p> <p>④屋上 屋根のベンチレーター・ハト小屋金属部の発錆、頭頂キャップの紛失</p> <p>⑤1 階事務室、集会室 天井の漏水痕</p> <p>⑥2 階便所手前の廊下、図書室 天井の漏水痕</p> <p>⑦2 階図書室 梁型クロスの剥がれ、梁型部アルミ見切りアングルの外れ</p> <p>⑧防火シャッター 既存不適合</p> <p>⑨1・2 階、屋上 排煙窓の固着等による開放障害</p> <p>⑩1・2 階非常用照明全灯不点灯</p> <p>⑪2 階階段 ステンドグラスの割れ</p> <p>⑫2 階図書室 サッシガラスの割れ</p> <p>⑬屋上 天窓式屋根のシール材劣化</p> <p>⑭屋上 機器フェンスの錆、破損。屋上機器類全般の錆</p> <p>2 備品については、50 点中 50 点を実査し、良好に管理されていた。</p>
大原公民館	1 備品については、42 点中 42 点を実査し、良好に管理されていた。
金目公民館	1 備品については、93 点中 41 点を実査し、良好に管理されていた。
松原公民館	1 備品については、28 点中 28 点を実査し、良好に管理されていた。

公民館名	監査結果
八幡公民館	1 備品については、26点中26点を実査し、良好に管理されていた。

(2) 学校・幼稚園

ア 小学校 10校

小学校名	監査結果
大野小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①南棟校舎 昇降口の屋上面 仕上げの破損</p> <p>②南棟校舎 屋上面 仕上げの破損</p> <p>③北棟校舎 屋上周り 排水溝詰まり</p> <p>④北棟校舎 防火シャッター手動閉鎖装置の押し破り板欠損</p> <p>⑤屋内運動場 軒先 金属系パネルの腐食</p> <p>【遊具】</p> <p>①築山滑り台 滑り台部：安全マット未固定 支柱：塗装剥離、腐食 築山部：すべり面の破損・亀裂、ロックチェーンの コンクリート摩耗 頭部挟み込み危険あり</p> <p>3 備品については、245点中43点を実査し、良好に管理されていた。</p>
中原小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①1階図工室横の階段 非常口建具の破損</p> <p>3 備品については、284点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>
豊田小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【遊具】</p> <p>①コンビネーションジム 床板の腐朽、接続金具の摩耗、ロープの摩耗・ほつれ</p> <p>3 備品については、159点中41点を実査し、良好に管理されていた。</p>
神田小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①北棟校舎 防火扉のヒューズ装置欠損</p> <p>②敷地内（南棟校舎付近） 排水溝詰まり</p>

小学校名	監査結果
	<p>【遊具】</p> <p>①6×6 ジャングルジム 接続部3箇所 の腐食穴</p> <p>②単柱式バスケットゴールA ゴールネットの欠落、支柱の腐食</p> <p>③単柱式バスケットゴールB ゴールネットの欠落、バックボードの破損、支柱の腐食</p> <p>3 備品については、214点中46点を実査し、良好に管理されていた。</p>
城島小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①屋上周り 植物繁茂</p> <p>【遊具】</p> <p>①高鉄棒 握り棒（3本）が回転する状況、3箇所 に腐食穴</p> <p>②サッカーゴール（アングル） ネット張りワイヤー破損</p> <p>3 備品については、183点中43点を実査し、良好に管理されていた。</p>
横内小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、235点中40点を実査し、良好に管理されていた。</p>
真土小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、254点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>
松が丘小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、219点中43点を実査し、良好に管理されていた。</p>
相模小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、254点中41点を実査し、良好に管理されていた。</p>
大原小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、194点中44点を実査し、良好に管理されていた。</p>

イ 中学校 5校

中学校名	監査結果
中原中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①校舎 吊元ボルト欠損</p> <p>②校舎 防火シャッター温度ヒューズ外しても動作せず</p> <p>③技術科棟校舎 外壁北側梁下クラック爆裂</p> <p>④技術科棟校舎 外壁西側梁下クラック爆裂</p> <p>⑤技術科棟校舎 外壁南側窓枠クラック爆裂</p> <p>⑥技術科棟校舎 外壁南側壁面クラック爆裂</p> <p>【遊具】</p> <p>①バスケットゴール（プール側）腐食</p>

中学校名	監査結果
	<p>② 5連可動式鉄棒 握り棒・接合部の腐食、落下防止チェーンの破損、塗装剥離</p> <p>3 備品については、350点中50点を実査し、良好に管理されていた。</p>
神田中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①北棟校舎 屋上面・屋上周りの植物繁茂、伸縮目地劣化</p> <p>②本校舎 防火シャッターの危害防止装置未設置 1箇所</p> <p>③北棟校舎 防火シャッターの危害防止装置未設置 2箇所</p> <p>3 備品については、418点中46点を実査し、良好に管理されていた。</p>
大野中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①北棟校舎 防火扉変形、くぐり戸オートヒンジ閉鎖せず</p> <p>②中北棟校舎・屋内運動場 手動開閉装置押し破り板未設置</p> <p>③中北棟校舎 避難階段の手すりなし</p> <p>④屋内運動場外壁 金属板受け下地材腐食、シーリング打替え</p> <p>⑤中北棟校舎 3階防火戸ドアチェック欠損</p> <p>⑥屋内運動場ポーチ屋根シーリング不良</p> <p>【遊具】</p> <p>①8連可動式鉄棒 握り棒の腐食、落下防止チェーンの破損、塗装剥離</p> <p>②バックネット 本体の亀裂・欠け、柱の腐食、ネットの腐食・破損</p> <p>3 備品については、473点中47点を実査し、良好に管理されていた。</p>
大住中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、371点中59点を実査し、良好に管理されていた。</p>
横内中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、357点中50点を実査し、良好に管理されていた。</p>

ウ 幼稚園 1園

幼稚園名	監査結果
土屋幼稚園	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①屋上及び屋根 軒裏の腐食・劣化、浮き</p> <p>②屋上及び屋根 屋根材の劣化・損傷</p> <p>③壁の室内に面する内壁 剥がれ多数、塗装の劣化、ひび割れ、仕上</p>

	材の劣化・浮き・剥がれ ④床 割れ、浮き、剥がれ 3 備品については、15点中15点を実査し、良好に管理されていた。
--	--

○ 要望事項

学校施設において、是正を要する事項とは別に、建設当時の法律等には適合していたが現行の法律等には適合しない既存不適格である事項が見受けられた。既存不適格については、今後の大規模改修等の中での解消を検討するとともに、施設や遊具の日常的な点検を行いつつ、児童生徒の安全・安心の確保に努められたい。

以 上